

食品安全委員会（第917回会合）議事概要

日 時:令和5年10月17日(火) 14:00~14:35

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:山本委員長ほか5名出席

傍聴者:一般11名

(1) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・動物用医薬品「ブロフラニリドを有効成分とする鶏舎噴霧剤（リブケアFL）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の浅野委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

(2) プリオン専門調査会における審議結果について

- ・「スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の山本委員長及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映をプリオン専門調査会に依頼することとなった。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・動物用医薬品「タイロシン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、「タイロシンの許容一日摂取量を0.011 mg/kg体重/日とする。」との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- ・飼料添加物「3-ニトロオキシプロパノール」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、「3-ニトロオキシプロパノールの許容一日摂取量を1 mg/kg体重/日とする。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- ・ 飼料添加物「3-ニトロオキシプロパノールを有効成分とする飼料添加物」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、「3-ニトロオキシプロパノールを有効成分とする飼料添加物は、飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- ・ 動物用医薬品「マルボフロキサシンを有効成分とする豚の注射剤(フォーシルS)」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、「マルボフロキサシンを有効成分とする豚の注射剤(フォーシルS)は、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる。」

なお、本製剤の使用に当たっては、マルボフロキサシンがフルオロキノロン系抗菌性物質であることから、薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価において、リスクの程度は中程度であると評価されていることに留意する必要がある。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。